

業務委託契約条項

- | | |
|--------------------|--|
| 1 業 務 名 | 小学校校舎施設管理経費・中学校校舎管理経費
小中学校照明設備LED化改修工事設計業務 |
| 2 業 務 場 所 | 神石高原町油木乙1番地 神石高原町立油木小学校ほか |
| 3 履 行 期 間
(予 定) | 着 手 令 和 8 年 9 月 1 日
完 成 令 和 8 年 11 月 30 日 |

特 約 事 項

- 1 前金払【不可】、部分払【不可】、部分払の回数は、基準を超えないものとする。
ただし、請求は月1回を超えることができない。
- 2 最低制限価格【あり】（最低制限価格を下廻る価格の入札をしたものは、再度入札に参加させない。）
- 3 広島県業務委託共通仕様書を遵守すること。
- 4 再度入札について
地方自治法施行令第167条の8第3項に規定する再度の入札は2回とする。
- 5 その他特約事項のほか、神石高原町財務規則及び神石高原町建設工事執行規則の定めるところによる。

上記の業務の履行について設計図 枚、仕様書 1 冊に基づいて、業務委託契約を結び、
契約の証として契約書 2 通を作成し、当事者記名押印して、それぞれ 1 通を所持する。

神石郡神石高原町長

業務委託契約条項

- | | |
|--------------------|---|
| 1 業 務 名 | 小学校校舎施設管理経費・中学校校舎管理経費
小中学校照明設備LED化改修工事設計業務 |
| 2 業 務 場 所 | 神石高原町油木乙1番地 神石高原町立油木小学校ほか |
| 3 履 行 期 間
(予 定) | 着 手 令和 8 年 9 月 1 日
完 成 令和 8 年 11 月 30 日 |

特 約 事 項

- 1 前金払【不可】、部分払【不可】、部分払の回数は、基準を超えないものとする。
ただし、請求は月1回を超えることができない。
- 2 最低制限価格【あり】（最低制限価格を下廻る価格の入札をしたものは、再度入札に参加させない。）
- 3 広島県業務委託共通仕様書を遵守すること。
- 4 再度入札について
地方自治法施行令第167条の8第3項に規定する再度の入札は2回とする。
- 5 その他特約事項のほか、神石高原町財務規則及び神石高原町建設工事執行規則の定めるところによる。

上記の業務の履行について設計図 枚、仕様書 1 冊に基づいて、業務委託契約を結び、
契約の証として契約書 2 通を作成し、当事者記名押印して、それぞれ 1 通を所持する。

神石郡神石高原町長